

せんしゅんかいデイサービスセンター東向日
通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業

第1条（事業の目的）

医療法人社団千春会が開設するせんしゅんかいデイサービスセンター東向日（以下「事業所」という）が行う指定通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、生活相談員、その他の従業者（以下「職員」という）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

第2条（運営方針）

- 1 事業所の職員は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担を減らすことができるよう支援する。また、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 介護事業に係わる法律、省令、通達に基づきサービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を遵守し、事業所運営を実施するものとする。

第3条（事業の名称等）

名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 せんしゅんかいデイサービスセンター東向日
- (2) 所在地 京都府向日市寺戸町北前田29-1

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1名（業務に支障のない限り他の職種との兼務を行えるものとする。）管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上（サービス提供時間を通じて毎日常時1名以上配置する。）生活相談員は、利用者の生活向上を図るため、利用者からの相談に応じるとともに、必要な助言、その他の援助等を行う。
- (3) 介護職員 6名以上（サービス提供時間を通じて毎日常時1名以上配置する。）介護職員は、利用者の入浴、食事等の介護サービスを提供し、又は必

要な支援を行う。※生活相談員又は介護職員のうち1名以上を常勤とする。

(4) 看護職員 1名以上（毎日1名以上配置する。）

利用者の健康管理業務等を行う。（

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。

第5条 （営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から日曜日とする。

但し、12月31日から1月1日及び事業所の諸般の事情により休業日を設ける場合がある。この場合、事業所通所者には事前に休業する旨を周知させるものとする。

(2) 営業時間：午前9時から午後6時までとする。

(3) サービス提供時間：午前11時から午後4時、午前10時から午後5時とする。

第6条 （指定通所介護の利用定員）

事業所の利用定員は40名とする。

第7条 （指定通所介護の内容）

事業所における通所介護の内容は次のとおりとする。

(1) 送迎：送迎が必要な通所者に、専用車にて自宅までの送迎を行う。

(2) 健康チェック：血圧、体温、脈拍等、健康状態のチェックを行う。

(3) 活動：日常生活動作など機能訓練を行う。

(4) 昼食・おやつ：味付け、大きさ、食べやすさ、固さ等状態に考慮して提供する。

(5) 入浴・特殊浴：通所者及び家族の希望により必要な介助を行い、入浴及び特殊浴を提供する。尚、当日の心身の状況により中止することもある。

(6) その他：四季折々の季節行事や、各種ゲーム、趣味、生きがい活動を行う。

第8条 （通常の事業の実施範囲）

原則として、向日市、長岡京市とする。地域以外の方でも、ご希望の方はご相談に応じます。

第9条 （利用料等）

- 1 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び市町村が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、市区町村から利用者に対して交付される介護保険負担割合証記載の負担割合の額を利用者から徴収する。介護給付制限者には、3割の額を徴収する。
- 2 上記以外のサービス提供以外に食費・おやつ代として682円を徴収する。
- 3 通所介護サービスを提供する際には、あらかじめ利用者や家族に対しサービス内容及び費用について説明を行い文書にて同意を得る。
- 4 レクリエーション等特別に費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明をし、文書にて同意を得たものに限り徴収する。

- 5 通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用は次の額を徴収する。
 - ・実施地域を越えた所から片道おおむね3km未満は、無料
 - ・実施地域を超えた所から片道おおむね3km以上、以後0.5km増すごとに500円を加算する。

第10条 (サービス利用に当たっての留意事項)

事業所内「機能訓練室」を利用する際、職員は、通所者が他の通所者との事故や「機能訓練室」内の備品等による事故にあわないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第11条 (緊急時における対処方法)

職員は通所介護を実施中に通所者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告する。

第12条 (非常災害等)

- 1 火災等、非常災害が生じた場合、職員は迅速かつ適切に通所者を安全な地域まで誘導しなければならない。
- 2 事業者は非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第13条 (衛生管理等)

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所内において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとする。
 - (1) 食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従事者に対し、食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防のための訓練を定期的実施する。
- 3 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めるものとする。

第14条 (苦情処理)

サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

第15条 (虐待防止のための措置に関する事項)

事業所は虐待の防止に努めるため、以下の措置を行うこととする。

- 1 虐待防止のための指針を設ける。
- 2 虐待防止にかかる体制として、虐待防止委員会を設置する。
- 3 虐待防止委員会の委員長を、事業所の虐待防止にかかる措置の担当者とする。
- 4 虐待防止のための職員への研修を定期的かつ計画的に行う。
- 5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、権利擁護・倫理・虐待防止マニュアルに沿って対応する。

第16条（その他運営に関する重要事項）

- 1 通所介護サービスは社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
- 2 事業者は事業所内の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。
- 3 職員は業務上知り得た秘密を保持する。なお、この取り扱いは職員でなくなった日以降も同様である。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団千春会が定めるものとする。

（附則）

この規定は、平成24年8月1日より施行する。

この規定は、平成25年4月1日より施行する。

この規定は、平成26年4月1日より施行する。

この規定は、平成27年4月1日より施行する。

この規定は、平成27年8月1日より施行する。

この規定は、平成28年4月1日より施行する。

この規定は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年6月1日より施行する。

この規程は、平成29年9月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

この規程は、令和5年5月1日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。

第1条 (事業の目的)

医療法人社団千春会が開設する、せんしゅんかいショートステイ東向日（以下「事業所」という）が行う指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、短期入所生活介護の提供にあたる従業者（以下「職員」という）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な短期入所生活介護サービス提供することを目的とする。

第2条 (運営方針)

- 1 事業所の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、生活の質を重視した日常生活が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 介護事業に係わる法律、省令、通達に基づきサービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を遵守し、事業所運営を実施するものとする。

第3条 (事業の名称等)

名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 せんしゅんかいショートステイ東向日
- (2) 所在地 京都府向日市寺戸町北前田29-1

第4条 (職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1名（業務に支障のない限り他の職種との兼務を行えるものとする。）管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 千春会病院医師：1名以上
千春会病院の医師は入所中の利用者の心身に病的な状態が発生した場合速やかに対処する。状況に応じて診察、診療を行い、利用者が適切に過ごせように対応する。
- (3) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者の生活向上を図るため、利用者からの相談に応じるとともに必要な助言、その他の援助等をおこなう。
- (4) 看護職員又は介護職員 常勤換算方法で合計7名以上
（昼間については、ユニットごとに常時1名以上配置する。夜間及び深夜については、2ユニットごとに1名以上配置する。）介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。

(5) 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の日々の健康チェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

※介護職員及び看護職員のそれぞれの1名以上を常勤とする。

(6) 管理栄養士：1名以上

管理栄養士は、利用者に対し、適切な栄養管理を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者に対し、その新しい状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、その減退を防止するための訓練を行う

第5条 (指定短期入所生活介護の利用定員)

事業所の利用定員については1ユニット10名、2ユニット10名、合計20名を定員とする。

第6条 (指定短期入所生活介護の内容)

事業所における短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 送迎：送迎が必要な利用者には、専用車にて自宅までの送迎を行う。
- (2) 健康チェック：血圧、体温、脈拍等、健康状態のチェックを行う。
- (3) 活動：日常生活動作など機能訓練を行う。
- (4) 入浴、排泄、食事等の介護及び日常生活上の世話をを行う。
- (5) その他利用者に対する便宜の提供を行う。

第7条 (通常の送迎範囲)

原則として、向日市、長岡京市、大山崎町とする。地域以外の方でも、ご希望の方はご相談に応じます。

第8条 (利用料等)

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、市区町村から利用者に対して交付される介護保険負担割合証記載の負担割合の額を利用者から徴収する。給付制限者においては3割の額を利用者から徴収する。

- 1 食費として、朝食:420円 昼食 682円 夕食 840円を徴収する。
- 2 居住費として、3019円を徴収する。
- 3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 4 通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用は次の額を徴収する。
 - ・実施地域を越えた所から片道おおむね3km未満は無料。
 - ・実施地域を越えた所から片道おおむね3km以上、以後0.5km増すごとに500円を加算する。
- 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

第9条 (キャンセルの取扱)

キャンセルが発生した場合は下記の料金を請求する。但し、体調不良等やむを

得ない場合は除く。

- | | | |
|---|--------------------------|-------------|
| 1 | 利用日前日の午後5時までにご連絡いただいた場合 | 無料 |
| 2 | 利用当日の午前9時までにご連絡いただいた場合 | 当該基本料金の50% |
| 3 | 利用当日の午前9時をすぎてもご連絡がなかった場合 | 当該基本料金の100% |

第10条 (サービス利用に当たっての留意事項)

事業所内「ユニット」を利用する際、職員は利用者が他の利用者との事故や「ユニット」内の備品等による事故にあわないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第11条 (緊急時における対応方法)

職員は短期入所生活介護サービスを提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに千春会病院医師又は主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告する。千春会病院の医師は職員に対して適切な指示、指導を行い利用者が健康で過ごせるように留意するものとする。

第12条 (非常災害等)

- 1 火災等、非常災害が生じた場合、職員は迅速かつ適切に利用者を安全な地域まで誘導しなければならない。
- 2 事業者は非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第13条 (衛生管理等)

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所内において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとする。
- 3 食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- 4 食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための指針を整備する。
- 5 従事者に対し、食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防のための訓練を定期的実施する。
- 6 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めるものとする。

第14条 (苦情処理)

サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

第15条 (虐待防止のための措置に関する事項)

事業所は虐待の防止に努めるため、以下の措置を行うこととする。

- 1 虐待防止のための指針を設ける。
- 2 虐待防止にかかる体制として、虐待防止委員会を設置する。

- 3 虐待防止委員会の委員長を、事業所の虐待防止にかかる措置の担当者とする。
- 4 虐待防止のための職員への研修を定期的かつ計画的に行う。
- 5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、権利擁護・倫理・虐待防止マニュアルに沿って対応する。

第16条（その他運営に関する重要事項）

- 1 短期入所生活介護サービスは社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
- 2 事業者は事業所内の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。
- 3 職員は業務上知り得た秘密を保持する。なお、この取り扱いは職員でなくなった日以降も同様である。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団千春会が定めるものとする。

（附則）

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

せんしゅんかい デイサービスセンター花車
認知症対応型通所介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団千春会が開設するせんしゅんかいデイサービスセンター花車（以下「事業所」という）が行う認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、デイサービスセンターの機能訓練指導員、生活相談員、その他の職員（以下「職員」という）が要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 1 事業所の職員は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担を減らすことができるよう支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 介護事業に係わる法律、省令、通達に基づきサービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を遵守し、事業所運営を実施するものとする。

(事業の名称等)

- 第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。
- (1) 名称：せんしゅんかい デイサービスセンター花車
- (2) 所在地：向日市寺戸町北前田29-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 常勤1名（業務に支障のない限り他の職種との兼務を行えるものとする。）
- 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上（サービス提供時間を通じて毎日常時1名以上配置する。）
- 生活相談員は、利用者の生活向上を図るため、利用者からの相談に応じるとともに、必要な助言、その他の援助等を行う。
- (2) 看護職員又は介護職員 1名以上

(単位ごとに看護職員又は介護職員を1人以上)

看護職員は、利用者の健康管理業務等を行う。

介護職員は、利用者の入浴、食事等の介護サービスを提供し又は必要な支援を行う。※生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1名以上は常勤であること

(4) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：通常、月曜日から日曜日まで無休とする。但し、12月31日と1月1日及び事業所の諸般の事情により休業日を設ける場合がある。この場合、事業所通所者には事前に休業する旨を周知させるものとする。
- (2) 営業時間：午前9時から午後6時までとする。
- (3) サービス提供時間：午前10時から午後5時までとする。

(指定「事業」の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、12名を1単位とし、2単位とする。

(指定「事業」の内容)

第7条 事業所における「事業」の内容は次のとおりとする。

- (1) 送迎：送迎が必要な通所者に、専用車により家庭までの送迎を行う。
- (2) 健康チェック：血圧、体温、脈拍等、健康状態のチェックを行う。
- (3) 活動：日常生活動作や機能訓練を行う。
- (4) 昼食・おやつ：味付け、大きさ、食べやすさ、固さ等状態を考慮して提供する。
- (5) 入浴：利用者及び家族の希望により必要な介助を行い、入浴を提供する。尚、当日の心身の状況により中止することもある。
- (6) その他：四季折々の季節行事や、各種ゲーム、趣味、生きがい活動を行う。

(通常の事業の実施範囲)

第8条 原則として向日市とする。

(利用料等)

- 第9条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び市町村が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、市区町村から利用者に対して交付される介護保険負担割合証記載の負担割合の額を利用者から徴収する。給付制限者については、3割の額を利用者から徴収する。
- 2 上記以外のサービスの提供以外に食費・おやつ代として682円を徴収する。
 - 3 サービスを提供する際には、あらかじめ利用者や家族に対しサービス内容及び、費用について説明を行い、同意を得る。

- 4 レクリエーション等特別に費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第10条 事業所内「機能訓練室」を利用する際、職員等は、利用者が他の利用者との事故や「機能訓練室」内の備品等による事故にあわないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(緊急時における対処方法)

- 第11条 職員はサービスを実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告する。

(非常災害等)

- 第12条 1 火災等、非常災害が生じた場合 職員は迅速かつ適切に利用者を安全な地域まで誘導しなければならない。
- 2 事業者は非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

- 第13条 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所内において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとする。
- 3 食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- 4 食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための指針を整備する。
- 5 従事者に対し、食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防のための訓練を定期的実施する。
- 6 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めるものとする。

(苦情処理)

- 第14条 サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条

事業所は虐待の防止に努めるため、以下の措置を行うこととする。

- 1 虐待防止のための指針を設ける。

- 2 虐待防止にかかる体制として、虐待防止委員会を設置する。
- 3 虐待防止委員会の委員長を、事業所の虐待防止にかかる措置の担当者とする。
- 4 虐待防止のための職員への研修を定期的かつ計画的に行う。
- 5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、権利擁護・倫理・虐待防止マニュアルに沿って対応する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条
- 1 サービスは社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
 - 2 事業者は事業所内の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。
 - 3 職員は、業務上知り得た秘密を保持する。なお、この取り扱いは職員でなくなった日以降も同様である。
 - 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団千春会が定めるものとする。

(附則)

- この規程は、平成24年8月1日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年8月1日から施行する。
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年6月15日から施行する。
- この規程は、平成29年9月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年5月1日から施行する。

せんしゅんかい デイサービスセンター花車
介護予防認知症対応型通所介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団千春会が開設するせんしゅんかいデイサービスセンター花車（以下「事業所」という）が行う介護予防認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、デイサービスセンターの機能訓練指導員、生活相談員、その他の職員（以下「職員」という）が要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 1 事業所の職員は、要支援状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 介護事業に係わる法律、省令、通達に基づきサービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を遵守し、事業所運営を実施するものとする。

(事業の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称：せんしゅんかい デイサービスセンター花車
(2) 所在地：向日市寺戸町北前田29-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1名（業務に支障のない限り他の職種との兼務を行えるものとする。）
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上（サービス提供時間を通じて毎日常時1人以上配置する。）
生活相談員は、利用者の生活向上を図るため、利用者からの相談に応じるとともに、必要な助言、その他の援助等を行う。
- (3) 看護職員又は介護職員 1名以上
(単位ごとに看護職員又は介護職員を1人以上)

看護職員は、利用者の健康管理業務等を行う。

介護職員は、利用者の入浴、食事等の介護サービスを提供し又は必要な支援を行う。※生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は常勤であること

(4) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：通常、月曜日から日曜日まで無休とする。但し、12月31日と1月1日及び事業所の諸般の事情により休業日を設ける場合がある。この場合、事業所通所者には事前に休業する旨を周知させるものとする。
- (2) 営業時間：午前9時から午後6時までとする。
- (3) サービス提供時間：午前10時から午後5時までとする。

(指定「事業」の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、12名を1単位とし、2単位とする。

(指定「事業」の内容)

第7条 事業所における「事業」の内容は次のとおりとする。

- (1) 送迎：送迎が必要な通所者に、専用車により家庭までの送迎を行う。
- (2) 健康チェック：血圧、体温、脈拍等、健康状態のチェックを行う。
- (3) 活動：日常生活動作や機能訓練を行う。
- (4) 昼食・おやつ：味付け、大きさ、食べやすさ、固さ等状態を考慮して提供する。
- (5) 入浴：利用者及び家族の希望により必要な介助を行い、入浴を提供する。尚、当日の心身の状況により中止することもある。
- (6) その他：四季折々の季節行事や、各種ゲーム、趣味、生きがい活動を行う。

(通常の事業の実施範囲)

第8条 原則として向日市とする。

(利用料等)

- 第9条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び市町村が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、市区町村から利用者に対して交付される介護保険負担割合証記載の負担割合の額を利用者から徴収する。給付制限者については、3割の額を利用者から徴収する。
- 2 上記以外のサービスの提供以外に食費・おやつ代として682円を徴収する。
 - 3 サービスを提供する際には、あらかじめ利用者や家族に対しサービスの内容及び、費用について説明を行い、同意を得る。
 - 4 レクリエーション等特別に費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議し

て利用者等に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 事業所内「機能訓練室」を利用する際、職員等は、利用者が他の利用者との事故や「機能訓練室」内の備品等による事故にあわないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(緊急時における対処方法)

第11条 職員はサービスを実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告する。

(非常災害等)

第12条 1 火災等、非常災害が生じた場合 職員は迅速かつ適切に利用者を安全な地域まで誘導しなければならない。
2 事業者は非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第13条 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め衛生上必要な措置を講ずるものとする。
2 事業所内において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとする。
3 食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
4 食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための指針を整備する。
5 従事者に対し、食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防のための訓練を定期的実施する。
6 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めるものとする。

(苦情処理)

第14条 サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条

事業所は虐待の防止に努めるため、以下の措置を行うこととする。

- 1 虐待防止のための指針を設ける。
- 2 虐待防止にかかる体制として、虐待防止委員会を設置する。

- 3 虐待防止委員会の委員長を、事業所の虐待防止にかかる措置の担当者とする。
- 4 虐待防止のための職員への研修を定期的かつ計画的に行う。
- 5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、権利擁護・倫理・虐待防止マニュアルに沿って対応する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条
- 1 サービスは社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け また業務体制を整備する。
 - 2 事業者は事業所内の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。
 - 3 職員は、業務上知り得た秘密を保持する。なお、この取り扱いは職員でなくなった日以降も同様である。
 - 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団千春会が定めるものとする。

(附則)

- この規程は、平成24年8月1日から施行する。
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年8月1日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
この規定は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年6月15日から施行する。
この規程は、平成29年9月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
この規程は、令和5年4月1日から施行する。